

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

吹田市議会会議録 7 号

令和 7 年（2025年） 3 月 24 日（月）（第 7 日）

吹田市議会会議録 7 号

令和 7 年 2 月定例会

○ 議 事 日 程

令和 7 年 3 月 24 日 午前 10 時開議

- 1 議案第 1 号 吹田市社会通念上相当な範囲を超えた言動による職員の被害の防止に関する条例の制定について
- 2 議案第 3 号 吹田市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 3 議案第 5 号 吹田市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 4 議案第 6 号 吹田市一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 議案第 7 号 吹田市子ども・子育て支援審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 6 議案第 8 号 吹田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 7 議案第 9 号 吹田市建築基準法施行条例の一部を改正する条例の制定について
- 8 議案第 10 号 吹田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 9 議案第 11 号 吹田市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 10 議案第 17 号 高浜橋耐震補強及び補修工事請負契約の一部変更について
- 11 議案第 20 号 旧津雲台第 1 住宅及び旧佐竹台住宅の土地の処分について
- 12 議案第 22 号 こども園における事故に係る損害賠償額の決定について
- 13 議案第 23 号 中の島公園及び吹田市立中の島スポーツグラウンドの指定管理者の指定について
- 14 議案第 25 号 市道路線の認定、廃止及び変更について
- 15 議案第 37 号 令和 6 年度吹田市一般会計補正予算（第 8 号）
- 16 { 議案第 39 号 令和 6 年度吹田市勤労者福祉共済特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 40 号 令和 6 年度吹田市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 41 号 令和 6 年度吹田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 42 号 令和 6 年度吹田市公共用地先行取得特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 43 号 令和 6 年度吹田市水道事業会計補正予算（第 1 号）
議案第 44 号 令和 6 年度吹田市下水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 17 議案第 46 号 令和 6 年度吹田市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 18 議案第 26 号 令和 7 年度吹田市一般会計予算
- 19 { 議案第 27 号 令和 7 年度吹田市国民健康保険特別会計予算
議案第 28 号 令和 7 年度吹田市部落有財産特別会計予算
議案第 29 号 令和 7 年度吹田市勤労者福祉共済特別会計予算
議案第 30 号 令和 7 年度吹田市介護保険特別会計予算
議案第 31 号 令和 7 年度吹田市後期高齢者医療特別会計予算
議案第 32 号 令和 7 年度吹田市公共用地先行取得特別会計予算
議案第 33 号 令和 7 年度吹田市病院事業債管理特別会計予算
議案第 34 号 令和 7 年度吹田市母子父子寡婦福祉資金貸付特別会計予算
議案第 35 号 令和 7 年度吹田市水道事業会計予算

- 議案第36号 令和7年度吹田市下水道事業会計予算
- 議案第13号 佐井寺西土地区画整理事業に係る雨水調整池等築造工事（その1）請負契約の締結について
- 議案第14号 佐井寺西土地区画整理事業に係る雨水調整池等築造工事（その2）請負契約の締結について
- 議案第15号 佐井寺西土地区画整理事業に係る都市計画道路と阪急千里線との立体交差等工事の協定の締結について
- 20 議案第16号 （仮称）南千里駅前公共公益施設整備事業契約の一部変更について
- 議案第18号 吹田市立小・中学校屋内運動場空調設備整備事業契約の一部変更について
- 議案第19号 吹田市立小・中学校特別教室等空調設備整備事業契約の一部変更について
- 議案第21号 中学校用G I G A端末 i P a d購入契約の締結について
- 議案第24号 包括外部監査契約の締結について
- 21 議案第47号 吹田市教育委員会委員の選任について
- 22 議案第48号 吹田市公平委員会委員の選任について
- 23 市会議案第2号 吹田市議会個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 24 市会議案第3号 選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論の促進を求める意見書
- 25 市会議案第4号 選択的夫婦別姓制度を安易に導入せず、旧姓の通称使用の法制化等を求める意見書
- 26 市会議案第5号 インボイス制度の廃止を求める意見書
- 27 市会議案第6号 物価上昇率を上回る老齢基礎年金等の支給額の引上げを求める意見書
- 28 市会議案第7号 国連人権高等弁務官事務所への任意拠出金の使途から女子差別撤廃委員会を除外することの撤回等を求める意見書
- 29 市会議案第8号 時間外労働に対する割増賃金の支払を定めた労働基準法第37条の教員への適用等を求める意見書
- 30 市会議案第9号 東保育園と吹田第三幼稚園の統合について再検討を求める決議
- 31 市会議案第10号 吹田市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

○ 付 議 事 件

議事日程のとおり

○ 出席議員 34名

1番	益田洋平	2番	梶川文代
3番	五十川有香	4番	西岡友和
5番	久保直子	7番	石川勝
8番	後藤恭平	9番	中西勇太
10番	玉井美樹子	11番	山根建人
12番	村口久美子	13番	後藤久美子
14番	川田尚	15番	江口礼四郎
17番	浜川剛	18番	井上真佐美
19番	野田泰弘	20番	竹村博之
21番	塩見みゆき	22番	柿原真生
23番	清水亮佑	24番	今西洋治
25番	林恭広	26番	澤田直己
27番	白石透	28番	有澤由真
29番	矢野伸一郎	30番	小北一美
31番	橋本潤	32番	乾詮
33番	高村将敏	34番	井口直美
35番	泉井智弘	36番	藤木栄亮

○ 欠席議員 0名

○ 出席説明員

市長	後藤圭二	副市長	春藤尚久
副市長	辰谷義明	水道事業管理者職務代理者 水道部長	原田有紀
危機管理監	岡田貴樹	総務部長	大山達也
行政経営部長	今峰みちの	税務部長	中川明仁
市民部長	中村大介	都市魅力部長	井田一雄
児童部長	北澤直子	福祉部長	梅森徳晃
健康医療部長	岡松道哉	環境部長	道澤宏行
都市計画部長	清水康司	土木部長	真壁賢治
下水道部長	愛甲栄作	会計管理者	杉公子
消防長	笹野光則	理事(子育て支援センター担当)	岸上弘美
理事(福祉指導監査担当)	伊藤さおり	理事(公共施設整備担当)	伊藤登
理事(地域整備担当)	梶崎浩明	教育長	大江慶博
学校教育部長	山下栄治	教育監	植田聡
地域教育部長	道場久明		

○ 出席事務局職員

局長	古川純子	次長	岡本太郎
参事	守田祐介	主幹	井上孝昭
主幹	稲見敦史	主任	吉原大喜
主任	西村雄貴		

○
(午前10時 開議)

○泉井智弘議長 ただいまから2月定例会を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

諸般の報告をいたします。

ただいまの出席議員は34名でありまして、病気その他の理由による欠席届出者はありません。

本日の議事日程はお手元に配付いたしてありますので、それにより御承知願います。

本日の署名議員を私から指名いたします。

18番 井上議員、23番 清水議員、以上両議員にお願いいたします。

これより議事に入ります。

○
○泉井智弘議長 日程1 議案第1号を議題といたします。

本件につきましては、過日の本会議におきまして、財政総務常任委員会に付託し、御審査願っておりましたので、その結果について委員長から報告を受けることにいたします。4番 西岡議員。

(4番西岡議員登壇)

○4番 西岡友和議員 過日の本会議におきまして、財政総務常任委員会付託されました議案第1号について審査をいたしました経過並びに結果を報告します。

本案は、社会通念上相当な範囲を超えた言動による職員の被害の防止に関し基本理念を定め、市の責務を明らかにし、被害の防止のための取組を定めることにより、職員が安心して職務を遂行できることができる環境を確保するとともに、市民が行政サービス等を利用する環境が悪化することを防ごうとするものであります。

委員からは

- 1 被害防止の取組のさらなる充実
- 2 市民対応が一方的に打ち切られることへの懸念
- 3 一般職と特別職の職員の責務の差異
- 4 市長の言動による職員の被害防止策の検討
- 5 議員の言動も条例の対象となることを明記する必要性
- 6 条例の設置目的を市民に積極的に周知する必要

性

7 本条例と職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の適用範囲についての整理

8 あらゆるハラスメントの防止を目的とした条例の制定

などについて質問がありました。

以上が主な質疑項目であります。審査の過程で委員から、条例案の定義、基本理念、市の職責及び職員の責務に係る規定を追加等をする修正案が提出されました。

提出者の説明の後、

他の委員から

1 社会通念上相当な範囲を超えた言動と捉えることに疑義がある場合、市は真摯に対応しなければならない旨の条例を追加する目的

2 同条文が市民対応の打切りに与える影響

3 修正により条例の設置目的が曖昧になることへの懸念

などについて質問がありました。

以上が修正案に対する主な質疑項目であります。

原案に賛成し、修正案に反対する意見が1件あり、まず、修正案について採決したところ、賛成者多数で修正案を承認。続いて修正議決した部分を除く原案について採決しましたところ、全員異議なく修正議決した部分を除くその他の部分を原案のとおり承認しました。

以上で報告を終わります。

○泉井智弘議長 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質問を受けることにいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質問なしと認め、質疑を終わります。

原案及び財政総務常任委員会の修正案について一括して討論に入ります。意見を受けることにいたします。12番 村口議員。

(12番村口議員登壇)

○12番 村口久美子議員 日本共産党、村口久美子です。

議案第1号 吹田市社会通念上相当な範囲を超えた言動による職員の被害の防止に関する条例について

て、原案に賛成し、修正案に反対の立場で意見を述べます。

今回、吹田市から提案された社会通念上相当な範囲を超えた言動による職員の被害の防止に関する条例、いわゆる職員へのカスタマーハラスメントを防止する条例案に対し、議員側から修正する条例案が示されました。

第1の修正は、職員へのカスタマーハラスメントに限った市の条例案にパワーハラスメントやセクシュアルハラスメントなどを追加し、市長や特別職、我々議員も、これらハラスメントをしてはならないと追加をするものです。

私たち日本共産党は、あらゆるハラスメントを根絶し、市民や職員の人権が守られ、安心して働き、暮らせる環境をつくる立場から、これらの趣旨には賛同をするものです。

しかし、今回の条例案は、職員へのカスタマーハラスメントを防止することを目的に構成をされており、そこに目的が異なる趣旨を強引に盛り込むことで、この条例案が示す本来の目的を曖昧にし、何を指すのか理解に苦しむ条例となってしまいます。

第2の修正は、カスタマーハラスメントを行っている当人が疑義を訴えれば、引き続き市が、ひいては職員が対応を迫られるとも解釈できる条文が追加をされており、これでは職員を本当に守れるのか疑問に思うところです。

このような条文は先駆けてカスタマーハラスメント条例を制定している他の自治体にも先例がなく、条例の持つ実効性を否定する目的で悪用するケースも生まれるのではないかと危惧をすところではあります。

この条文に対してどのように対応するのかとの問いに対して、担当部は現時点ではまだ考えていないとの答弁でした。職員を守る具体的な対応を検討することなく、このような条文を追加することには賛同できません。

委員会質疑において、法規担当職員に対し、以上述べた条文の追加修正に対して法的に大丈夫なのか、また、条例目的に沿うものなのかと問いましたが、答える立場にないと明確に答えることはできませんでした。

私たち日本共産党は、原案に対し、他自治体の条例のように、市内事業者も含め、市内で働く幅広い人たちの職場環境と人権を守る条例にしてはと議論してきました。また、昨今、大きな問題となっている市長や議員のハラスメントを自ら律する意味でも、議員間でも議論を積み上げてきた様々なハラスメントを防止する条例は、安易に本条例案に部分的に追加するだけのものではなく、一つの確固たる独立した条例を制定し、市民に対して広く理念を示す条例でなければならないと訴えてきました。

ですから、修正案が性急に示され、議論も深められない中、様々な疑問や懸念があるにもかかわらず、賛否を問われることは非常に残念です。

以上、意見とします。

○泉井智弘議長 2番 梶川議員。

（2番梶川議員登壇）

○2番 梶川文代議員 議案第1号 吹田市社会通念上相当な範囲を超えた言動による職員の被害の防止に関する条例の制定について、意見を申し述べます。

常日頃、市民の皆様から御相談をお受けする中で、本市に対する御指摘や御批判が年々増えていますが、その大半は近年の吹田市が市の内部だけで決めて、それを押し通そうとする、そんな市の姿勢が起因しておりますが、置いてきぼりにされている、それが講じるとないがしろにされていると憤慨しておられることもよくあります。

中には、その人が納得できるはずないと思うようなこともよくありますが、その人に納得してもらおう、納得させようとするほど、その人にとっては諦めさせようとしていると受け取られてしまって怒ってしまわれるので、そのような御相談のときは、相手の立場を考え、寄り添って、時には何時間もお話を聞きすることもありますが、予想も予測もできない、自分では思いつきもしないようなことがいきなり唐突に提案されたりすれば、驚きや驚愕、そして、その唐突なことを強いられたりすれば、それが怒りに変わり、そんなことが度重なると、怒りを爆発させてしまわれるようなこともあります。

担当している職員の皆さんは、決して悪気はなく、自分の仕事に実直に、自分としては丁寧に説明をし

ているつもりでも、相手には押しつけられていると受け取られ、それを繰り返せば繰り返すほど火に油を注いでいるようなことになってしまっているという、いることもあるということをもまずは認識しておかれるべきであり、市民の皆様を怒らせることなく、いわゆるモンスターカスタマーにしない取組こそが重要です。

しかしながら、本条例案を見る限りにおいては、職員は被害者であることが大前提であり、その原因をつくったのが自分たちだという認識は全く持ち合わせておられないと感じますが、配慮や努力を十分にせず異を唱える人を制止する、言ったから、説明したから、と聞く耳を閉ざすような行為は、言論弾圧と受け取られることも認識しておくべきですし、自分の地位を利用して、強要や口封じをしたり、人を陥れたり、無視をしたり、妨害する、自分の手は汚さず、都合が悪くなると人に押しつけるなどが常態化すると、社会通念上許されない地位利用によるいじめや虐待、攻撃しているとも受け取られかねない行為であるということも申し上げ、今の本市においては、まずは政策決定のプロセスを透明化することや、市民の皆様の声をよく聞いて、市の提案を押し通そうとするようなことはしないで、市民の皆様の御提案や御意見を受け止め、時には方向転換や市の提案を断念するといった、もっと柔軟な姿勢で市民の皆様との合意形成に努めるという、要は、市が本来あるべき姿を取り戻すことをしなければ、ハラスメントの防止はできないと考えます。

以上のような理由から、市が提案している本条例案については、市が市民を攻撃する武器のようなものになると危惧いたしますので、賛同できませんが、本条例案の修正案については、危惧をしておりますことの全てが解決するものとはなってはいませんが、市が提案している本条例案よりはまだ少しは市民に寄り添っていると認められる条文が加えられておりますので、市民の皆様の思いがより尊重される、その第一歩を踏み出す条例となるよう、今後の進化を期待して、修正案には賛同いたします。

○泉井智弘議長 以上で討論を終わり、議案第1号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は修正でありますので、まず、委員会の修正案について採決いたします。

委員会の修正案に賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

起立者多数であります。よって委員会の修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決いたします。

修正議決した部分を除くその他の部分を原案どおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立者多数であります。よって、修正議決した部分を除くその他の部分は原案どおり可決されました。

○泉井智弘議長 次に、日程2 議案第3号を議題といたします。

本件につきましては過日の本会議におきまして、財政総務常任委員会に付託し御審査願っておりまして、その結果について委員長から報告を受けることにいたします。4番 西岡議員。

（4番西岡議員登壇）

○4番 西岡友和議員 過日の本会議におきまして、財政総務常任委員会に付託されました議案第3号について審査をいたしました経過並びに結果を御報告します。

本案は、職員の給与を改定等を行おうとするものであります。

委員からは

- 1 職員給与の平均改定額
- 2 近隣市より低い消防職員の初任給をさらに増額する必要性
- 3 提案が今定例会となった理由
特別職職員の給与と議員の報酬等の改定については
 - 1 引上げ根拠のさらなる明確化
 - 2 特別職報酬等審議会の答申内容を重視した改定
 - 3 一般職職員の給与改定と議案を分け提案する必要性
- 4 物価高騰による市民生活への影響を考慮し、改定を見送る必要性

などについて質問がありました。

以上が主な質疑項目であります。

本案に対する反対意見が1件、賛成意見が1件あり、続いて採決しましたところ、賛成者多数で議案第3号を原案のとおり承認しました。

以上で報告を終わります。

○泉井智弘議長 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質問を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質問なしと認め、質疑を終わります。

本件に対しては、井口議員ほか2名から修正案が提出されております。

この際、提出者の説明を求めます。34番 井口議員。

○泉井智弘議長 34番 井口議員。

（34番井口議員登壇）

○34番 井口直美議員 議案第3号 吹田市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてに対する修正案について、提案議員を代表いたしまして説明いたします。

市長と議員は公選職であり、ほかの特別職や一般職の職員とは立場や経緯が異なる。物価高騰等において、よって苦しい市民生活が続いている中において、市長の給与や議員の議員報酬等を上げることにについては慎重になる必要がある。

よって、本修正案を提出するものです。

よろしく審議の上、修正案を御可決いただきますようお願いいたします。

○泉井智弘議長 ただいまの修正案に対し、質問を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質問なしと認め、質疑を終わります。

原案及び原案に対する修正案について一括して討論に入ります。意見を受けることにいたします。21番 塩見議員。

（21番塩見議員登壇）

○21番 塩見みゆき議員 議案第3号 一般職の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定及びその修正案について、会派を代表して意見を述べます。

本条例案は、2024年人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ、2025年4月からの一般職の給与制度等の改定及び特別職報酬等審議会の答申による市長等特別職の給料と議員の報酬の改定を行おうとするものです。

まず、職員の給与制度等について。

全職員を対象に給与の引上げが行われることは評価いたします。勧告で出された給与制度のアップデートは、特に初任給等若年層に重点を置いた改定になっており、人材確保につながることを期待するものですが、地域手当が16%に引き上げられた時点での比較でも、吹田市は北摂他市よりも低い額となっています。また、管理職に昇格しない中高年層の処遇は不十分であり、55歳での昇給停止など、その改善が求められます。

そもそも、高槻市を除く北摂各市と比べ8号給低い給料体系を改め、給与面でも選ばれる吹田にすることを求めます。

また、勧告では、能力、実績に基づく人事評価を導入し、賃金とリンクさせようとしています。委員会の質疑で、吹田市は人事評価は、業務の改善や人材育成を目的に実施しているとの答弁でした。人材育成型の人事評価を堅持していただきたい。

次に、議員報酬については、議会運営委員会において全会一致で取りまとめ、市長に特別職報酬等審議会への諮問をお願いした経過があります。その答申は、内容がどのようなものであっても尊重すべきであると考えます。

委員会の答申は、引き上げる必要があり、その率は物価高騰に見合う2.1%が相当との判断でした。

審議の中では、幾人かの委員から議員の活動を評価していただく発言があり、一層市民の信頼を得るために活動をしなければならないと思うところです。

また、会長は個人の意見として、物価上昇分は上げてもよい、そのときの市長の政治的な判断で下げるのは構わない。他市との比較で突出していなければ、上げる判断も構わないとの趣旨で発言をされています。

我が会派は、本来なら審議会の答申を尊重し、条例を改正した上で、現在の市民生活に照らし、政治

的な判断から、特例で報酬を据え置くことが望ましいと考えます。長引く物価高騰と、実質賃金がそれに追いつかず、3年連続マイナスという状況下で市民生活が大変な中、議員の報酬を引き上げることに賛同しがたく、職員給与制度等を改定する本議案に賛成した上で、議員等の報酬を引き上げず、据え置く修正案に賛成をいたします。

○泉井智弘議長 29番 矢野議員。

(29番矢野議員登壇)

○29番 矢野伸一郎議員 議案第3号 吹田市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてに対する修正案について、会派を代表して意見を述べます。

議員の報酬については、改選後に開かれた報酬審議会に諮問し、答申が出ております。答申では、議員の報酬を上げるのが適当となっており、報酬審議会の答申を尊重すべきであり、答申に従って見直すのが適切であると考えます。

ただし、予算委員会の結果を鑑みた場合、議員報酬を上げることにより、当初予算案が否決される事態となる可能性があります。我々議員の役割は、市民生活に影響を及ぼさないように努めるのが第一です。当初予算の重みを真剣に考えるべきであります。予算が通らないと、市民生活に欠かせない事業が多数ある中で、このままでは多大な影響を及ぼすこととなります。

以上、意見とします。

○泉井智弘議長 27番 白石議員。

(27番白石議員登壇)

○27番 白石 透議員 会派を代表者しまして意見を申し述べます。

予算常任委員会における審議の結果、当初予算案が否決される可能性があることが明らかになりました。我が会派は、市民生活を支える基盤である当初予算は極めて重みのあるものだと認識しており、これが否決されることは断じて避けるべきであると認識しております。

当初予算に関する論点の一つとして、大阪維新の会が主張する市長及び議員報酬に関する議論が挙げられました。その議論を理由に、当初予算に反対す

る旨の発言もなされております。

我が会派としては、特別職の報酬については報酬審議会の判断を最優先すべきであるとの考えを従来より堅持しております。しかしながら、このたび提案者から動議として提出された修正案に賛成することで当初予算の可決に至るのであれば、我が会派としては、この修正案に賛成することも一つの政治判断であると考えております。

以上を踏まえ、この動議が可決されたならば、大阪維新の会は当初予算に賛成するものと認識しつつ、意見とします。

○泉井智弘議長 7番 石川議員。

(7番石川議員登壇)

○7番 石川 勝議員 吹田党を代表して意見を述べます。

自民党無所属の会と全く同じでございますが、予算常任委員会における審議の結果ですね、当初予算が否決される可能性があるということが明らかになりました。吹田党議員団は、市民生活を支える基盤であるこの当初予算、これは極めて重みのあるものだと認識しておりまして、これが否決されるということは、これ断じて避けるべきであると認識しております。

当初予算に関する論点としてですね、大阪維新の会さんが主張する市長、それから議員報酬、これに関する議論があったわけでありましてけれども、そのことを理由に当初予算については反対だというふうな発言をされておられました。

吹田党議員団としては、特別職の報酬については、報酬審議会の判断、これを最優先すべきであるという考えを以前より持っております。これはこれまでの我々議会での議論を経た上でのそうした方向をみんなで決めてきたからであります。

しかしながら、このたび提案者から動議として提出されたこの修正案でありますけれども、これに我々が賛成することで、当初予算の可決ということに至るのであればですよ、これは吹田党議員団としても、この修正案に賛成するというのも一つの政治判断であるというふうに考えております。

この動議が可決をされた暁にはですね、そういっ

たことを踏まえますと、大阪維新の会さんも当初予算に賛成するもんだということが当然であると認識しながらですね、意見とさせていただきます。

以上でございます。

○泉井智弘議長 2番 梶川議員。

(2番梶川議員登壇)

○2番 梶川文代議員 議案第3号 吹田市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について意見を申し述べます。

市が今議会で提案されたやり方は、吹田市一般職の職員の給与に関する条例と、吹田市特別職の職員の給与に関する条例と吹田市議会議員の議員報酬・費用弁償及び期末手当に関する条例の三つの条例を、等という一文字だけ入れてひとくくりに関連づけて提案するという、丁寧さを欠いた議案の提案であり、市に対して以前にも同様のことを申し上げましたが、再度苦言を呈しておきます。

なお、本条例案の表題にある、等という一文字だけを除いて、一般職の職員の給与を人事院勧告に従って引き上げるということだけの条例案であるならば、何ら異論もなく賛同できるのですが、私たち議員の報酬については、遡ること平成6年からの30年間、引き下げることはあっても引き上げるという議論はありませんでした。

吹田市の議員報酬の水準はほかの市町村と比べると高いということを私が議員となった1999年から先輩議員の皆様から御教示いただいておりますし、それは現在も同じく高い水準の報酬であるということは変わりませんので、特別職の報酬審議会で御審議くださった委員の皆様には敬意を表し、いただいた答申については尊重いたしておりますが、今回については、先輩議員の皆様の教えを継承したいという思いを報酬審議会委員の皆様にご理解いただきたく、この場をお借りしてお願い申し上げます。

また、私たち議員の報酬を引き下げるということは、かつて、時限立法的に自分たちの現任期中は下げようということになって引き下げたこともありますが、現任期中とした理由は、後世の後に続く議員の皆様を尊重すべきという思いと、自分たちの考えを押しつけないでいようという配慮から

であったことを皆様にお伝え申し上げ、続いて修正案についてですが、突如いきなりの提案であり、いささか乱暴ではという感は否めませんが、私たち議員の報酬は据え置きするという点についてのみだけは評価いたします。

しかしながら、予算委員会で提案会派の議員が述べられた意見を聞く限りでは、所属されている政党の方針は身を切る改革でしたか、そこには議員の歳費削減、議員報酬の引下げであり、自分たちも公約したことだから、引き上げる報酬や期末手当が含まれている今年度補正予算も次年度予算も反対するといった御意見だったと思うのですが、この修正案を通したら、予算案に賛成すると、ほかの会派に政治的な駆け引き、取引を持ちかけられたと思わざるを得ないということを、苦言として呈しておきます。

また、御提案されている修正案は、議員報酬の引下げではなく据置きという点において矛盾を感じます。

また、今任期中といった時限立法のようなものではありませんので、今後も報酬を引き下げせず、据え置きすることに党の政策が変更されたのではと思わざるを得ません旨、申し上げます。

また、この修正案には、特別職の給与のうち、市の市長の給与だけが据え置かれることになっており、それ以外の特別職である副市長、教育長、今はおられませんけど、水道事業管理者、そして常勤の監査委員の給与は、市が提案している条例案のとおり、一般職の給与と同様に引き上げることになっていますが、修正案の提案会派は常に特別職は公募にせよとおっしゃっておられますので、特別職が一般職と同じ扱いということに矛盾を感じます。公募ということは、御自身で立候補されて、選定委員会で選ばれるので、市長とは選ばれ方には違いはあれど、自分の思いで手を挙げた、そして、特別職となった、その同じ立場の人であり、そこに区別があることにも矛盾を感じますし、特別職の報酬審議会の皆様にご審議をお願いした経緯の中で、いわゆる言い出しっぺである立場の議会が一括して諮問をしておいて、自分たちは区別するということが、果たして道理にかなう行為なのでしょうかと疑問を呈しておきます。

なお、ほかにも思うところや疑問点などを勘案し、熟考を重ねましたその結果、市が提案した本条例案については、等という一文字でひとくりにされているとはいえ、その中には一般職の職員の皆様の給与が含まれてしまっておりますので、やむなく賛同いたします。

また、修正案については、本会議の質問も委員会も終わってしまったからのいきなり突然な唐突な提案であったことに対して苦言を呈するとともに、提案会派の皆様の意向や思いを尊重して賛同するものではないということと、提案されている会派の皆さんが所属している政党の政策に賛同するものではないということをはっきりと申し述べ、このままではよいとは思っていませんので、市民の皆様の御意見や御意向などもしっかりと尊重して、しかるべき時期にもっと丁寧に審議して改善する修正を行うこと、特別職報酬審議会への諮問の在り方の検討や、ちゃんとした丁寧な議案の提案を市に強く求めること、政治的な駆け引きと言わざるを得ないような議案の提案はしないことなどを今後の条件と付して、ただ一つ、どうしても譲れない思いである先輩議員の皆様の教えを継承する、議員報酬は据え置くということが修正案に含まれてしまっておりますので、やむなく賛同いたします。

○泉井智弘議長 5番 久保議員。

(5番久保議員登壇)

○5番 久保直子議員 参政党の久保直子です。議案第3号 吹田市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、意見を申し上げます。

特別職報酬動議審議会の答申は尊重する立場ではありますが、市民生活が厳しい中で、市長の給与と議長の報酬、このタイミングで上げるべきではないと考えますので、本修正案に賛成いたします。

○泉井智弘議長 以上で討論を終わり、議案第3号を採決いたします。

まず、修正案について採決いたします。

修正案のとおり承認いたしましても、異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決いたします。

修正議決した部分を除くその他の部分を原案どおり承認いたしましても、異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、修正議決した部分を除くその他の部分は原案どおり可決されました。

○泉井智弘議長 次に、日程3 議案第5号を議題といたします。

本件につきましては、過日の本会議におきまして財政総務常任委員会に付託し、御審査願っておりますので、その結果について委員長から報告を受けることにいたします。4番 西岡議員。

(4番西岡議員登壇)

○4番 西岡友和議員 過日の本会議におきまして、財政総務常任委員会に付託されました議案第5号について、審査をしました経過並びに結果を報告します。

本案は、会計年度任用職員の給与の改定等を行うとするものであります。

本案に対する質問、意見は別段なく、続いて採決しましたところ、全員異議なく議案第5号を原案のとおり承認しました。

以上で報告を終わります。

○泉井智弘議長 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質問を受けることにいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質問なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。意見を受けることにいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

意見なしと認め、討論を終わり、議案第5号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案承認であります。委員長報告どおり承認いたしましても異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案どおり可決されました。

○

○泉井智弘議長 次に、日程4 議案第6号を議題といたします。

本件につきましては、過日の本会議におきまして、財政総務常任委員会に付託いたしました。委員長から審査が終わっていないので、次の定例会まで継続審査いただきたい旨報告がありました。

お諮りいたします。報告どおり継続審査することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立者多数であります。よって、議案第6号は次の定例会まで継続審査することに決定いたしました。

○

○泉井智弘議長 次に、日程5 議案第7号を議題といたします。

本件につきましては、過日の本会議におきまして、健康福祉常任委員会に付託し、御審査願っておりますので、その結果について委員長から報告を受けることにいたします。1番 益田議員。

（1番益田議員登壇）

○1番 益田洋平議員 過日の本会議におきまして、健康福祉常任委員会に付託されました議案第7号について、審査いたしました経過並びに結果を報告いたします。

本案は、子ども・子育て支援審議会の委員の定数を変更しようとするものであります。

委員からは

- 1 委員定数を増員する主な理由
- 2 増員する委員の区分
- 3 委員構成の見直しを検討する必要性
- 4 増員する委員の選定方法
- 5 審議会の効率的な運営により審議の時間確保及び充実を図る必要性
- 6 本条例提案前に子ども計画の策定が進められていることの是非

などについて質問がありました。

以上が主な質疑項目であります。

本案に対する意見は別段なく、続いて採決しまし

たところ、全員異議なく、議案第7号を原案どおり承認しました。

以上、報告を終わります。

○泉井智弘議長 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質問を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質問なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。意見を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

意見なしと認め、討論を終わり、議案第7号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案承認であります。委員長報告どおり承認いたしましても異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

○

○泉井智弘議長 次に、日程6 議案第8号を議題といたします。

本件につきましては、過日の本会議におきまして、健康福祉常任委員会に付託し、御審査願っておりますので、その結果について委員長から報告を受けることにいたします。1番 益田議員。

（1番益田議員登壇）

○1番 益田洋平議員 過日の本会議におきまして、健康福祉常任委員会に付託されました議案第8号について、審査しました経過並びに結果を報告いたします。

本案は国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、保険料軽減対象を拡大するとともに、保険料の徴収を猶予することができる期間を変更しようとするものであります。

委員からは

- 1 軽減判定所得基準や保険料徴収猶予可能期間の変更に係る市の裁量の有無
- 2 国通知に基づく徴収猶予可能期間の変更に合わせて、本市独自で変更する徴収猶予可能期間の対象要件の詳細

3 市独自の保険料軽減策を検討する必要性などについて質問がありました。

以上が主な質疑項目であります。

本案に対する意見は別段なく、続いて採決しましたところ、全員異議なく、議案第8号を原案のとおり承認しました。

以上、報告を終わります。

○泉井智弘議長 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質問を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質問なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。意見を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

意見なしと認め、討論を終わり、議案第8号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案承認であります。委員長報告どおり承認いたしましても異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、議案第8号は原案どおり可決されました。



○泉井智弘議長 次に、日程7 議案第9号を議題といたします。

本件につきましては、過日の本会議におきまして、建設環境常任委員会に付託し、御審査願っておいりましたので、その結果について委員長から報告を受けることにいたします。36番 藤木議員。

（36番藤木議員登壇）

○36番 藤木栄亮議員 過日の本会議におきまして、建設環境常任委員会に付託されました議案第9号について、審査しました経過並びに結果を報告いたします。

本案は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部改正に伴い、建築物エネルギー消費性能基準適合性の確認の手数料の額を設定するとともに、建築確認等の手数料の額を改定しようとするものであります。

委員からは

省エネ基準適合義務の対象拡大による本市及び市民等への影響

などについて質問がありました。

以上が主な質疑項目であります。

本案に対する意見は別段なく、続いて採決しましたところ、全員異議なく、議案第9号を原案のとおり承認しました。

以上、報告を終わります。

○泉井智弘議長 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質問を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質問なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。意見を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

意見なしと認め、討論を終わり、議案第9号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案承認であります。委員長報告どおり承認いたしましても異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、議案第9号は原案どおり可決されました。



○泉井智弘議長 次に、日程8 議案第10号を議題といたします。

本件につきましては、過日の本会議におきまして、建設環境常任委員会に付託し、御審査願っておいりましたので、その結果について委員長から報告を受けることにいたします。36番 藤木議員。

（36番藤木議員登壇）

○36番 藤木栄亮議員 過日の本会議におきまして、建設環境常任委員会に付託されました議案第10号について、審査しました経過並びに結果を報告いたします。

本案は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部改正に伴い、一戸建ての住宅等の建築物エネルギー消費性能向上計画の適合性判定の申請等に対する審査手数料の額を設定するとともに、都市の低炭素化の促進に関する法律関係事務手数料

等の額を改定しようとするものであります。

委員からは

設定、改定する手数料の算定根拠

などについて質問がありました。

以上が主な質疑項目であります。

本案に対する意見は別段なく、続いて採決しましたところ、全員異議なく議案第10号を原案のとおり承認しました。

以上、報告を終わります。

○泉井智弘議長 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質問を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質問なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。意見を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

意見なしと認め、討論を終わり、議案第10号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案承認であります。委員長報告どおり承認いたしましても異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、議案第10号は原案どおり可決されました。



○泉井智弘議長 次に、日程9 議案第11号を議題といたします。

本件につきましては、過日の本会議におきまして、建設環境常任委員会に付託し、御審査願っておりましたので、その結果について委員長から報告を受けることにいたします。36番 藤木議員。

（36番藤木議員登壇）

○36番 藤木栄亮議員 過日の本会議におきまして、建設環境常任委員会に付託されました議案第11号について、審査しました経過並びに結果を報告いたします。

本案は排水設備指定工事店の指定基準の緩和等を行おうとするものであります。

委員からは

1 他市における同基準の緩和状況

2 公共下水道に排出することができる下水の水質の基準から臭気に係る基準を除く理由などについて質問がありました。

以上が主な質疑項目であります。

本案に対する意見は別段なく、続いて採決しましたところ、全員異議なく議案第11号を原案のとおり承認しました。

以上、報告を終わります。

○泉井智弘議長 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質問を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質問なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。意見を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

意見なしと認め、討論を終わり、議案第11号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案承認であります。委員長報告どおり承認いたしましても異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、議案第11号は原案どおり可決されました。



○泉井智弘議長 次に、日程10 議案第17号を議題といたします。

本件につきましては、過日の本会議におきまして、建設環境常任委員会に付託し、御審査願っておりましたので、その結果について委員長から報告を受けることにいたします。36番 藤木議員。

（36番藤木議員登壇）

○36番 藤木栄亮議員 過日の本会議におきまして、建設環境常任委員会に付託されました議案第17号について、審査しました経過並びに結果を報告いたします。

本案は高浜橋耐震補強及び補修工事請負契約について、潜水調査で確認された支障物の撤去や処分に伴う費用の追加等により、請負金額を変更しようとするものであります。

委員からは

- 1 支障物が生じる原因となった工事の適正性
 - 2 工事発注前に支障物を把握できなかった理由
 - 3 本件以外での潜水調査の実施状況
- などについて質問がありました。

以上が主な質疑項目であります。

本案に対する意見は別段なく、続いて採決しましたところ、全員異議なく議案第17号を承認しました。

以上、報告を終わります。

○泉井智弘議長 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質問を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質問なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。意見を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

意見なしと認め、討論を終わり、議案第17号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案承認であります。委員長報告どおり承認いたしましても異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、議案第17号は可決されました。



○泉井智弘議長 次に、日程11 議案第20号を議題といたします。

本件につきましては、過日の本会議におきまして、建設環境常任委員会に付託し、御審査願っておりましたので、その結果について委員長から報告を受けることにいたします。25番 林議員。

（25番林議員登壇）

○25番 林 恭広議員 過日の本会議におきまして、建設環境常任委員会に付託されました議案第20号について、審査いたしました結果並びに経過を報告いたします。

本案は本市が所有する吹田市津雲台6丁目20番565、594の面積5,983.89㎡の土地を31億1,800万円で、吹田市佐竹台4丁目114番166の面積1,854.39㎡の土地を3億1,656万7,000円で、大林新星和不動産株式会社に売却しようとするものであります。

委員からは

- 1 旧佐竹台住宅の土地の処分価格が地価公示価格より安価な理由
- 2 地域住民からのつくし遊園の整備に対する要望の有無
- 3 売却後に予定されている開発の内容
- 4 本市所有地の売却を資産経営室が行う必要性などについて質問がありました。

以上が主な質疑項目であります。

本案に対する意見は別段なく、続いて採決しましたところ、全員異議なく議案第20号を承認しました。

以上、報告を終わります。

○泉井智弘議長 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質問を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質問なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。意見を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

意見なしと認め、討論を終わり、議案第20号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は承認であります。委員長報告どおり承認いたしましても異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、議案第20号は可決されました。



○泉井智弘議長 次に、日程12 議案第22号を議題といたします。

本件につきましては、過日の本会議におきまして、健康福祉常任委員会に付託し、御審査願っておりましたので、その結果について委員長から報告を受けることにいたします。1番 益田委員。

（1番益田議員登壇）

○1番 益田洋平議員 過日の本会議におきまして、健康福祉常任委員会に付託されました議案第22号について、審査しました経過並びに結果を報告いたします。

本案は、こども園における事故について、損害賠償額を決定しようとするものであります。

委員からは

- 1 事故発生時における対応マニュアルの整備状況及びその周知状況
 - 2 当該保育園の職員体制と事故との関連性
 - 3 保育施設の環境整備や要配慮児童に対する支援の見直しなど再発防止策の徹底
 - 4 担当保育士への心のケア
- などについて質問がありました。

以上が主な質疑項目であります。

本案に対する意見は別段なく、続いて採決しましたところ、全員異議なく議案第22号を承認しました。

以上、報告を終わります。

○泉井智弘議長 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質問を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質問なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。意見を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

意見なしと認め、討論を終わり、議案第22号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は承認であります。委員長報告どおり承認いたしましても異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、議案第22号は可決されました。



○泉井智弘議長 次に、日程13 議案第23号を議題といたします。

本件につきましては、過日の本会議におきまして、建設環境常任委員会に付託し、御審査願っておりましたので、その結果について委員長から報告を受けることにいたします。25番 林議員。

（25番林議員登壇）

○25番 林 恭広議員 過日の本会議におきまして、建設環境常任委員会に付託されました議案第25号について、審査しました経過並びに結果を報告いたします。

本案は、中の島公園及び吹田市立中の島スポーツグラウンドの指定管理者に、すいた中の島SMILL

Eパークパートナーズを、中の島公園は令和7年7月1日から令和27年3月31日まで、吹田市立中の島スポーツグラウンドは令和10年4月1日から令和27年3月31日まで指定しようとするものであります。

委員からは

- 1 応募が1社となった要因
- 2 複数の事業者に応募してもらうための方策
- 3 事業採算性を確保するために、利用者ニーズに応じた収益施設の運営を行う必要性
- 4 指定管理者の利用率向上の取組に対するインセンティブ付与の必要性
- 5 指定管理者が市民要望への対応に苦慮する場合の支援策
- 6 再整備後のスポーツグラウンドにおける平日の利用率向上の見込み
- 7 再整備後における路上駐車対策等の検討
- 8 P a r k - P F I 事業者による再整備に先行して本市が工事を行う理由

などについて質問がありました。

以上が主な質疑項目であります。

本案に対する意見は別段なく、続いて採決しましたところ、全員異議なく議案第23号を承認しました。以上、報告を終わります。

すみません、先ほど議案番号25号と申しましたが、23号の間違いでしたので、訂正申し上げます。

○泉井智弘議長 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質問を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質問なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。意見を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

意見なしと認め、討論を終わり、議案第23号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案承認であります。委員長報告どおり承認いたしましても異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、議案第23号は可決されました。

○**泉井智弘議長** 次に、日程14 議案第25号を議題といたします。

本件につきましては、過日の本会議におきまして、建設環境常任委員会に付託し、御審査願っておいりましたので、その結果について委員長から報告を受けることにいたします。25番 林議員。

（25番林議員登壇）

○**25番 林 恭広議員** 過日の本会議におきまして、建設環境常任委員会に付託されました議案第25号について、審査しました経過並びに結果を報告いたします。

本案は、道路法の規定により、青山台歩行者専用54号線ほか18路線を認定し、岸部中内本町線ほか1路線を廃止するとともに、岸部中4号線ほか8路線を変更しようとするものであります。

委員からは

市管理道路を市道認定するメリットなどについて質問がありました。

以上が主な質疑項目であります。

本案に対する意見は別段なく、続いて採決しましたところ、全員異議なく議案第25号を承認しました。

以上、報告を終わります。

○**泉井智弘議長** 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質問を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質問なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。意見を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

意見なしと認め、討論を終わり、議案第25号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は承認であります。委員長報告どおり承認いたしましても異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、議案第25号は可決されました。

本件につきましては、過日の本会議におきまして、予算常任委員会に付託し、御審査願っておいりましたので、その結果について委員長から報告を受けることにいたします。4番 西岡議員。

（4番西岡議員登壇）

○**4番 西岡友和議員** 過日の本会議におきまして、予算常任委員会に付託されました議案第37号について、審査しました経過並びに結果を報告します。

本案は、令和6年度吹田市一般会計補正予算案であり、歳入歳出それぞれ56億1,173万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,800億6,871万円にしようとするものが主な内容であります。

各分科会での審査の後、本委員会において、委員から

新型コロナウイルスワクチン接種による健康被害が増加し続けていることに対する市の見解について質問がありました。

以上が質疑項目であります。

本案に対する反対意見が1件あり、続いて採決しましたところ、賛成者多数で議案第37号を原案のとおり承認しました。

以上で報告を終わります。

○**泉井智弘議長** 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質問を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質問なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。意見を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

意見なしと認め、討論を終わり、議案第37号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案承認であります。委員長報告どおり承認いたしましても異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、議案第37号は原案どおり可決されました。

○**泉井智弘議長** 次に、日程15 議案第37号を議題といたします。

○**泉井智弘議長** 次に、日程16 議案第39号から議案第44号までを一括議題といたします。

本件につきましては、過日の本会議におきまして、予算常任委員会に付託し、御審査願っておりましたので、その結果について委員長から報告を受けることにいたします。4番 西岡議員。

（4番西岡議員登壇）

○4番 西岡友和議員 過日の本会議におきまして、予算常任委員会に付託されました議案第39号から議案第44号までについて、審査しました経過並びに結果を一括して報告します。

議案第39号は、令和6年度吹田市勤労者福祉共済特別会計補正予算案であり、歳入歳出それぞれ97万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,665万8,000円に、議案第40号は、令和6年度吹田市介護保険特別会計補正予算案であり、歳入歳出それぞれ1億1,985万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ335億9,711万6,000円に、議案第41号は、令和6年度吹田市後期高齢者医療特別会計補正予算案であり、歳入歳出それぞれ4,571万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ72億172万円に、議案第42号は、令和6年度吹田市公共用地先行取得特別会計補正予算案であり、歳入歳出それぞれ2億649万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ15億6,582万5,000円に、議案第43号は、令和6年度吹田市水道事業会計補正予算案であり、収益的収入を3,151万円減額し、84億8,467万4,000円に、収益的支出を1億2,093万8,000円減額し、74億8,172万8,000円にするとともに、資本的支出を2億1,786万円減額し、52億6,849万7,000円に、さらに議会の議決を得なければ流用することのできない経費を2,080万8,000円減額し、13億3,179万9,000円に、議案第44号は、令和6年度吹田市下水道事業会計補正予算案であり、収益収入を7,169万1,000円減額し、99億7,723万2,000円に、収益的支出を3億7,873万9,000円減額し、92億5,693万3,000円にするとともに、資本的収入を8,939万4,000円減額し、34億5,715万2,000円に、資本的支出を403万1,000円追加し、64億2,278万8,000円に、さらに議会の議決を得なければ流用することのできない経費を1,894万8,000円減額し、9億8,613万7,000円に、それぞれしようとするものが主な内容であります。

各分科会での審査の後、本委員会において、本案に対する質問、意見は別段なく、続いて採決しましたところ、全員異議なく議案第39号から議案第44号までを原案のとおり承認しました。

以上で報告を終わります。

○泉井智弘議長 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質問を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質問なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。意見を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

意見なしと認め、討論を終わり、議案第39号から議案第44号までを採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案承認であります。委員長報告どおり承認いたしましても異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、議案第39号から議案第44号までは原案どおり可決されました。

○泉井智弘議長 次に、日程17 議案第46号を議題といたします。

理事者の説明を求めます。健康医療部長。

（健康医療部長登壇）

○岡松道哉健康医療部長 御上程いただきました議案第46号 令和6年度吹田市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）でございますが、当初御提案いたしました予算案に重大な誤りがありましたため、このたび、お時間を頂戴し、改めて提案の理由及びその概要を御説明申し上げるものでございます。

追加議案書の5ページをお願いいたします。

今回の歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ8,700万7,000円を減額し、補正後の総額を384億9,238万1,000円とするものでございます。

議案書の7ページ下段の歳出の表をお願いいたします。

第1款 総務費、第1項 総務管理費で、3,173万4,000円の減額は、職員人件費が予算を下回る見

込みとなったことによるものでございます。

第2項 徴収費で551万3,000円の追加は、職員人件費が予算を上回る見込みとなったことによるものでございます。

第5款 保健事業費、第1項 特定健康診査等事業費で、5,901万1,000円の減額は、特定健康診査業務委託料等が予算を下回る見込みとなったことによるものでございます。

第2項 保健事業費で500万円の減額は、各種検診等助成費が予算を下回る見込みとなったことによるものでございます。

第6款 諸支出金、第1項 償還金及び還付加算金で322万5,000円の追加は、令和5年度（2023年度）に概算交付されていた保険給付費等交付金の確定に伴う返還金の計上によるものでございます。

次に、上段の歳入の表をお願いいたします。

第1款 国民健康保険料、第1項 国民健康保険料で3億3,089万5,000円の減額は、国民健康保険料が予算を下回る見込みとなったことによるものでございます。

第5款 府支出金、第1項 府補助金で6,200万円の減額は、歳出で申しあげました特定健康診査業務委託料等の減額に伴い、保険給付費等交付金が予算を下回る見込みとなったことによるものでございます。

第6款 繰入金、第1項 一般会計繰入金で3億287万3,000円の追加は、保険基盤安定制度に係る繰入額の確定等に伴うものでございます。

第7款 諸収入、第1項 雑入で301万5,000円の追加は、雑入が予算を上回る見込みとなったことによるものでございます。

以上が、議案第46号の提案の理由及びその概要でございます。

よろしく御審議いただき、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

今後、このような誤りがないよう、細心の注意を払い、再発防止に努めてまいります。誠に申し訳ございませんでした。

○泉井智弘議長 説明が終わりました。

質問を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質問なしと認め、質疑を終わります。

この際、お諮りいたします。

本件につきましては、委員会付託を省略し、即決したいと存じます。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、本件については委員会付託を省略し、即決することにいたします。

討論に入ります。意見を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

意見なしと認め、討論を終わり、議案第46号を採決いたします。

本件について原案どおり承認いたしましても異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、議案第46号は原案どおり可決されました。

○泉井智弘議長 次に、日程18 議案第26号を議題といたします。

本件につきましては過日の本会議におきまして、予算常任委員会に付託し、御審査願っておりましたので、その結果について委員長から報告を受けることにいたします。4番 西岡議員。

（4番西岡議員登壇）

○4番 西岡友和議員 過日の本会議におきまして、予算常任委員会に付託されました議案第26号について、審査しました経過並びに結果を御報告します。

本案は、令和7年度吹田市一般会計予算案であり、歳入歳出総額を歳入歳出それぞれ1,804億4,483万2,000円にしようとするものが主な内容です。

各分科会での審査の後、本委員会において、委員からは

- 1 令和5年度の特別職報酬等審議会からの答申に基づく給与等改正に係る予算を令和7年度当初予算で提案した理由
- 2 吹田第三幼稚園との統合による東保育園の認定こども園化に関し、教育・保育施設条例の改正を経ずに工事・設計予算を提案することの妥当性
- 3 DXの推進等も踏まえ、市民課業務の一部委託

について再検討する必要性

4 二十歳を祝う式典における来賓紹介で、通常の紹介と経費のかかるデジタルサイネージを用いた紹介と2回紹介を行うことの是非

5 重層的支援体制整備事業に係る相談窓口に専門職を配置しないことの妥当性

6 災害対応型循環式トイレの導入に関する調査及び検討を全庁横断的に進める必要性

7 事業のスクラップ・アンド・ビルドを実施する基準

8 公立保育園・幼稚園・児童会館等への室内カメラ設置に伴う懸念事項

東西道路市道片山町21号線及び朝日が丘町12号線について

1 拡幅整備前に関係者と信号機設置等の安全対策に係る検討を重ねる必要性

2 拡幅整備に伴い、面積が縮小する朝日が丘南遊園について地域住民への説明が不十分であることへの懸念

3 拡幅整備の結果、旧市民病院跡地の売却が進む前に、片山地区公民館前用地を市有化する必要性などについて質問がありました。

以上が主な質疑項目であります。

本案に対する反対意見が3件あり、続いて採決しましたところ、賛成者少数で、議案第26号を承認しないことに決定しました。

以上で報告を終わります。

○泉井智弘議長 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質問を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質問なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。意見を受けることにいたします。

9番 中西議員。

（9番中西議員登壇）

○9番 中西勇太議員 議案第26号 令和7年度吹田市一般会計予算について、吹田議員団を代表して意見を述べます。

本予算案で示された中から、東西道路、市道片山町21号線及び朝日が丘町12号線拡幅整備について、

旧市民病院跡地の敷地内に道路を造ることは、旧市民病院跡地を売却する際の条件となっているはずのことにもかかわらず、今回の東西道路の提案がなされ、この道路整備では、府道朝日が丘片山線との接続位置の信号など協議も整っておらず、交差点の危険性や渋滞の可能性は今より増える懸念も解消されていません。

病院跡地を市が一旦買い取り、整備を進めるほうが今回の道路問題も含め、より効果的に安全に進められるのではないかと、我が会派の後藤恭平議員より、以前から長く提案してきたことも活用いただけませんでした。

病院跡地内での道路整備を行わないことによって生じる価値相当分について市に還元がなされない場合、病院の経営判断や方針について、市長と病院経営人間で一定の協議の場を設ける必要があること、道路整備に伴う安全性の確保が最重要であることをここで再度申し述べます。

また、脳ドック検査費用の助成など、市民の健康を増進する科学的根拠や費用対効果を説明することができないことに予算がつけられていること、母子健診事業等における発達特性ウェブスクリーニング検査の導入においても、無用なレッテル貼りや児童、保護者への不安につながってしまう、最悪は不必要な医療介入や親子の愛着形成への悪影響にもつながることがないかの強い懸念が拭えません。保護者への丁寧な説明と、検査導入後の再評価、再検討を行っていただけるよう、ここでも再度申し述べます。

本予算案では、これまで要望してきた上の川周辺整備事業の延伸、災害対応型循環式トイレなどが提案されていること、また、強く要望してきた給食の質を確保するための値上がり分の補助の予算が示されたことなど、教育や子育てに重点的に予算が回るようになっていることを評価しております。

最後に、市長も御答弁の中でおっしゃっていたように、全ての子育て家庭が豊かに暮らせるように、子供を産み育てるということ自体にしっかりと支援を行っていただくこと、母子の健康に資する取組を行っていただくこと、教育環境の整備で終わらず、

教育の質をよくしていくことに取り組んでいただくこと、国難に当たり、私たちの大切な宝物である子供たちを救う取組を第一に、課題の解決を決して諦めず、自治体としてできる限りのことに共に取り組んでいただけるよう要望した上で、令和7年度吹田市一般会計予算に賛成といたします。

○泉井智弘議長 13番 後藤議員。

(13番後藤議員登壇)

○13番 後藤久美子議員 議案第26号 令和7年度吹田市一般会計予算案につきまして、会派を代表し、意見を申し上げます。

まず、公立幼稚園連携認定こども園管理事業に関する予算について申し上げます。

当該予算案には、吹田市立保育園の大規模修繕及び吹田第三幼稚園との統合による認定こども園化に向けた工事設計業務が盛り込まれております。しかし、肝腎の吹田第三幼稚園を廃止するかどうか、本当に統合するのかという重要な方針について、議会として正式に審議する機会が与えられておりません。

本来、施設統合やこども園化という重要な方針変更は、保護者や地域住民と十分に対話を重ねた上で判断されるものでございます。しかし、今回の進め方では、保護者のお声も市民の声も置き去りにされ、議会としての判断機会すら奪われております。

さらに、地方自治法第222条に照らしても、施設機能を供用する予定の予算が確定していない現段階では、条例提案自体が困難であるとの御答弁がありました。にもかかわらず、設計予算だけが先行するのは、手続上も市民理解の面でも問題でございます。

これらの懸念につきましては、引き続き御指摘させていただきます。

次に、東西道路、市道片山町21号線及び朝日が丘町12号線拡幅工事につきましての安全対策につきましては、担当部の強い意志は質疑により感じるところでございますが、信号設置について非常に高いハードルがあるのは事実でございます。着工したが、信号設置がかなわなかった、事故が発生した、渋滞で車両が進まないといったことになりませんよう、最善の安全対策と円滑な交通環境の整備を行われませう、よろしく願いいたします。

最後に、議案第3号で御提案されました人事院勧告に基づく一般職の給与引上げとともに、公選である市長と議員の報酬引上げが当初予算に組み込まれておりましたが、条例の修正案が可決され、市長と議員の報酬引上げ分は執行されないこととなりました。この点が明確になったため、今回の予算案に賛成する判断をいたしました。

なお、市長と議員の報酬につきましては、次期定例会におきまして減額補正を求めてまいります。

今後も市民の視点に立った慎重な審議と説明責任を果たすことを求め続けてまいります。

以上、賛成意見とさせていただきます。

○泉井智弘議長 20番 竹村議員。

(20番竹村議員登壇)

○20番 竹村博之議員 日本共産党吹田市議会議員団を代表して、議案第26号 2025年度吹田市一般会計予算案について意見を述べます。

まず、最初に本予算案の評価できる点について述べたいと思います。

1、消防職員特殊勤務手当の変更については、火災や救急等で現場へ緊急出動した際の消防業務従事手当及び被災地への緊急消防援助隊派遣手当が新設されたことは評価できます。ただ、危険を伴う業務であり、提案された金額が妥当なのか、さらに実態に合った引上げを検討されたい。

2、救急隊10隊に増隊後、現地到着まで2023年度7分29秒であったものが、2024年度は7本09秒に短縮されています。高齢化により、さらに救急の需要は増える傾向にあり、シャープ7119の利用を周知し、緊急を要する人に1秒でも早く対応できるよう、引き続き努められたい。

3、2024年度から女性管理職1名を配置し、女性活躍及びジェンダー平等の視点で、研修や施設整備等取組が進められていることは評価できます。来年度4名の女性職員が入職予定とされ、一層ハード面、ソフト面共に女性職員が働きやすい環境整備に努められたい。

4、危機管理センター見学時に、避難者や災害状況を疑似体験できる啓発コンテンツの制作、また、衛星通信機器の導入等、災害に備えた関連予算につ

いては評価できます。災害対策として、循環型トイレを試行的に実施することは評価できます。

効果の検証を確実に実施し、導入につなげられたい。また、国に対し、補助金の継続を求めてください。また、水を使わず便袋を自動熱圧着後、自動送りで排せつ物を1回ごとに密封し、廃棄できる災害用トイレについては、順次増やすことを求めます。

5、市長のタウンミーティングについては、年3回から4回実施する予定で、人数などの要件が合えば対象は限定していないとのことであります。市長自身が直接市民と対話し、各分野の市民の実態を把握し、意見を反映した施策を進めるために、広く周知することを求めます。

6、半年間小学校給食の無償化を行うことは評価できます。今後、国の動向把握しつつ、残り半年も継続実施するよう前向きに検討されたい。

7、戦後80周年の取組について、市民と連携し実施することは評価できます。個人や市民団体が保有する吹田の戦争の歴史資料を市として保存する手法を検討していただきたい。

8、学童保育の設備の修繕等については、新年度で全ての学級のエアコン改善が終了する予定であります。トイレや壊れた備品の交換等、放課後の子供の生活の場にふさわしい水準を維持していただきたい。

9、福祉応援金として、物価高騰に係る福祉施設等への応援金支給については、市民生活を支える重要な社会インフラである福祉施設等の運営支援となるため、引き続きの実施は評価できます。

10. 中手話講座の充実については、入門講座の定員を増やすこと、また、ステップアップ講座の創設は、入門コース、会話コースから続く講座で、途切れることなく、奉仕員の養成や手話通訳者の養成につながります。日常会話の中で、コミュニケーションの手段として取組を進めることにつながり、評価できます。

11、上の川周辺整備事業については、上の川橋から蓮華寺橋までの300m区間の遊歩道上面整備の設計であり、アンケート結果等、市民意見の反映と説明を十分に実施しながら進めること。また、蓮華寺橋から花壇踏切までの遊歩道を延伸する350mの区

間は、市独自で進める工事となり、府や国への一層の働きかけと協力要請に努められたい。

12、総合自転車対策事業におけるJR吹田駅前北自転車駐車場大規模改修工事については、JR吹田駅前北側の駐輪場が足りておらず、JR吹田駅前北自転車駐車場の大規模改修の早期実施を求めてきたことであり、評価できます。一時利用、定期利用の利用率を勘案し、定期利用のみとなっている現状の再検討を求めます。

13、吹田市居宅支援協議会へ600万円の予算が増額されたことは評価できます。困っている人に届くよう、さらなる制度の周知を図り、重層的支援体制の中にも位置づけて、制度利用へとつなげ、必要に応じて事業をさらに拡充することを求めます。

次に、要望と改善が必要な点について述べます。

1、消防女性職員の働きやすい環境整備は進められているが、職員7名全員の生理休暇取得状況は、2023年度2回、2024年度10回と、ほとんど休めていません。生理中に重労働で危険を伴う現場での勤務は苛酷であります。生理休暇が取得できる体制整備を求めます。

2、国家公務員の給与改定に準じ、職員給与の大幅引上げがされます。特に、初任給等、若年層に重点を置いた改定は、人材確保につながることを期待します。質疑の中で、地域手当が16%に引き上げると想定される2年後に、豊中市との初任給の差は約2,000円になるとのことでしたが、地域手当16%は流動的であり、北摂各市に比べても、そもそも8号給低い給料体系を改めることを求めます。

また、消防職員の給与は、一番高い豊中市と比べ、大卒初任給で約3万円、高卒で約2万円の格差があり、早期の改善を求めます。

3、基幹20業務の標準化に対応するシステム構築が進められています。その移行経費は2021年度から2024年度まで約17億円、2025年度歳出約10億円、合計で約27億円の市の持出しです。移行経費については、国が全額補助することになってはいますが、そうはなっておりません。また、運用経費についても、3割削減を目指す閣議決定されていますが、全国の中核市の調査で、経費は1.2倍から3倍の費用増

大が見込まれており、中核市市長会で引き続き国に強く求めていただきたい。

また、標準化により、市独自の事業についてはカスタマイズする必要があるが継続することを求めます。

4、手話言語条例政策推進方針に基づく対応にばらつきが見られます。庁内の情報共有を図り、先進的な取組事例を参考に、各部で政策を充実することを求めます。

5、市民センターや公園等を市の公共施設のトイレについて、バリアフリー化とともに、安全や個人の尊厳が守られる仕様となっていないところは早急に改善を求めます。

6、男女共同参画センターについては、現在、部屋の収容可能人数の関係で、人気の講座は希望者全員が受講できない場合があります。研修や啓発、市民活動の交流促進といったセンターの事業目的を達成する観点から、老朽化対応という消極的な修繕ではなく、より使いやすい施設となるよう設計をされたい。

また、2027年度から、3階に資産経営室が移転する予定ですが、市民の利用に供する施設をすることが望ましいと考えます。北千里駅前再開発の進行状況を把握し、移転先を再考するよう求めます。

7、都市魅力発信事業としてEXPOCITYでスプラッシュパーティーを予定しています。単なる水かけイベントではなく、真面目な企画では来てもらえない子育て世帯へのアウトリーチが狙いとの趣旨は一定理解しますが、広場の使用料が高いため、実施場所の変更を検討されたい。

8、健都イノベーションパークにおける中学校の給食センター整備について、2025年3月に事業者を募集し、夏頃に事業者が決定するとしています。給食提供に十分な経験と能力を持った事業者を選定されるよう求めます。

9、不登校対応不登校支援について。現在、あるくの森では、施設の受入れ可能人数や支援体制により、1日の最大人数は100名となっています。新年度は児童センターでの実施や校内支援教室の設置を増やす等、受入れ場所を拡大するが、一層の拡充が

必要であり、あるくの森の第2の拠点についても検討されたい。

10、教員働き方改革について。月80時間以上の残業をなくす取組を進めようとしています。自動採点システム、学校副管理者の配置増など、教員を増やす以外の取組は行われようとしておりますが、市費専科講師の配置が少な過ぎます。効果検証するというのが、部活動の委託のように、スピーディーに拡大するよう求めます。

11、学童保育指導員確保については、新年度には民間委託は4か所拡大し、合計で20か所にもなるが、依然として指導員の不足は解消されません。2年前の市長選挙で後藤市長が言及をしておられた指導員の正規職員化も含めた検討が進んでおりません。抜本的な対策を取ることを求めます。

12、二十歳を祝う式典について。市立吹田サッカースタジアムに会場を移してから、式典費用が高騰しています。二十歳の若者を励ますという式典本来の趣旨に立ち返るよう求めます。

13、感染症対策については、コロナが5類となったが、福祉施設では感染の拡大なども度々起こっています。相談や必要な支援はいつでも受けられるようにすることと併せて、コロナ後遺症で悩んでいる方の相談を受け、必要な医療につなげるように支援の体制を確保されるよう求めます。

14、こども発達支援センターについては、新たに5歳の発達相談や巡回相談の拡充など、子供たちの支援の充実が予定されています。専門職の配置が増員されますが、新たな事業だけでなく、これまで築いてきた早期発見、早期療養のシステムを基本に、専門職の欠員が出ることがないように、十分な専門職の体制で子供たちの発達が保障されるよう求めます。

15、児童センターについては、新年度から中学生までに年齢拡大されます。日の出児童センターは高校生までの受入れ拡大と、不登校の受入れが新たにスタートします。教育支援教室との研修など実施がされてきておりますが、新しい事業にふさわしい体制とするため、直営の児童センターは、児童厚生員の欠員の解消、また、指定管理の施設にも十分な人員の配置ができるよう求められたい。

16、重層的支援については、計画に基づき事業が行われていくが、具体的な予算としては、情報の共有のみとなっています。特に、困難事例の受け止めは、地域包括支援センターや障がい者相談支援センター、子育て広場や地域ごとに配置されている社会福祉協議会のCSWとなるが、そのための人の配置はなく、計画が着実に実行できるのか疑問であります。多機関協働を担うとしている福祉総務室にも人員の配置はありません。各室課に受けとめ隊を配置とのことでありますが、今後、居住支援協議会との連携や、困難女性支援の担当との連携など、必要な職専門職の配置と困難な方に支援が届く体制づくりで、計画倒れにならないように求めます。

17、吹田市公共交通維持・改善計画の中間見直しに係る検討業務については、地域コミュニティ交通の創出について、地域コミュニティ交通導入ガイドラインが策定されたが、導入意向を示す団体、事業者はなく、ガイドラインは未活用のままとのことです。公共交通空白地域・困難地域の解消、高齢者や障がい者、妊産婦の方等、誰もがお出かけしやすい交通支援の再検討を、計画見直しで反映させることを求めます。

次に、問題点を述べます。

1、物価高騰対策として、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金約6億円と、市の予算約2億6,000万円を使って、小学校給食費無償化及び中学校給食半額補助、福祉施設の応援金の事業を実施するが、中小業者や幅広い市民への支援がないことは大変残念であります。

財政調整基金は、2025年度当初残高は約84億6,000万円ですが、決算後の当初残高は約124億6,000万円になると予測されています。財政調整基金は、災害やいざというときのために積み立てているものであり、物価高騰対策に財政調整基金を積極的に活用し、市民生活を守るべきだが、予算内容は極めて不十分です。単に一時的な給付ではなく、例えば就学援助金の対象を、生活保護の1.2倍から1.3倍に引き上げることや、国保料、介護保険料を引き下げるなど、家計の支出を減らして、実質的に市民生活を支えるような施策の実施をすべきであります。

2、大阪・関西万博に対する関心は、依然低いままであります。4月に開幕すれば、おのずと行きたいという市民も増えることが予想されるとはいえ、実施主体ではない吹田市で、万博のため、職員が増員されていることに、市民理解は得られません。フラワーカーペットやワークショップなどの取組も内容を否定しているのではなく、多額の税金を投入することの是非が問われます。

3、高等学校等学習支援金の廃止については、市は物価高騰は上昇しているという認識でありながら、国、府の制度拡充により支援は充足しているとして、住民税所得割非課税世帯の高校就学に対する支援策を2025年度に廃止します。これは新年度に廃止した唯一の事業であり、問題であります。

4、市民課窓口の民間委託について。新年度予算では、市民課業務のうち、電話対応を含め、戸籍以外の窓口業務を民間企業に委託しようとしています。繁忙期の待ち時間の短縮というなら、市民課経験者や全庁的な応援職員派遣、会計年度任用職員増員なども含め対応すればよいのではないかと。市民課には、吹田市の様々な制度を利用するに当たり、必要とする住民登録をはじめ、全ての住民の個人情報が集積されています。入れ替わりの激しい民間事業者が取り扱うことへの住民の懸念が払拭できないこと、11月末で15名の会計年度任用職員が雇い止めになる問題、仮に、雇用が継続できても、昇給分がリセットされる問題、直営と委託職員が関わることで、1件当たりの処理時間が長くなること、偽装請負が起る可能性と隣り合わせであること、中心的な業務ノウハウが市職員ではなく、事業者に蓄積されることなど、法的責任を後退させる委託はやめるべきであります。

5、障がい者福祉年金、難病患者支援金の再構築については、廃止の際にサービス給付に充てるとされていましたが、新年度予算のうち、新規の障がい者サービスは約7,000万円しかありません。障がい福祉年金として支給されていたのは、年間約2億円で、再構築に同額が充てられるべきところ、実質は単なる廃止、削減となっています。生活そのものを支えるという目的にふさわしい再構築となるよう

求めます。

6、福祉人材確保については、市として独自の政策はこれまでどおりのままであり、不十分であります。高齢者障がい福祉の計画推進に当たり、事業者に行ったアンケートには、家賃補助や奨学金の返済補助など、実質の賃金をアップさせる市の政策に期待するという意見が寄せられております。全職種より月に5万円低い収入の解消は報酬改定時に、国に要望するだけでは解決しません。奨学金返済に充てることができる保育士サポート給付金のような具体策を早急に検討し、予算化されるよう求めます。

7、吹田第三幼稚園と東保育園の統合については、この間、地域の連合自治会、当該幼稚園の保護者や、同地区の小学校のPTA、同地区内の私立幼稚園の保護者会など、影響を受けると想定される地区の公認認定こども園のPTAなどから要望書が市等議会に提出されています。市の計画がいかに実情や地域の課題などと整合性がないことの表れであり、再検討されるよう強く求めます。

8、東西道路、市道片山町21号線及び朝日が丘町12号線拡幅整備については、東西道路東側、片山坂への合流部の信号機設置の可否や配置が現時点では不透明であり、車の流れや交通路量予測を示した上で、周辺道路や住宅環境への安全対策を示すべきであります。

また、今後、旧市民病院跡地購入事業者が敷地内に東西道路を整備する可能性があり、3.9億円の市費を通じて整備する必要性、緊急性が問われています。児童遊園の敷地を大幅に削ることを当事者の子供たちや子育て世代の方たちに声を聞くことなく実施すること、影響の大きい山手町や出口町の声を住民の声を聞かずに実施することは時期尚早と言え、再検討すべきであります。

さて、憲法第92条の規定により定められた地方自治法では、地方自治体の役割は、地域住民の福祉の増進にあります。現在、数年間に及ぶコロナ禍からの立ち直りに冷水を浴びせるように、長期にわたる物価高騰が中小業者の経営と市民生活を襲い、苦しめています。そのような社会状況の中で、本予算案が市民の願いに応えるものになっているのかどうか、

具体的に述べたとおりであります。自治体としての本市の役割を果たすことが一層重要になっていると考えます。

本予算案には、これまで市民が要望し、市の努力で前進した内容が多々含まれています。また具体的に指摘し、要望したように、引き続きの取組と努力が求められる内容も数多くありました。市民と関係者の声を聞き一層の努力を求めるものであります。

一方、問題点で述べたように、不十分な物価高騰対策や、高等学校学習支援金の廃止、また個人情報保護の懸念などで、過去に一度撤回した市民課窓口業務の民間委託、障がい者福祉年金廃止による不十分な再構築、さらに吹田第三幼稚園と東保育園の統合では、多くの関係者から再検討を求められるなど、地方自治体の本旨を忘れたかのような市長の政治姿勢は重大であり、認められません。

以上、問題点の多い本予算には賛成できません。

○泉井智弘議長 3番 五十川議員。

（3番五十川議員登壇）

○3番 五十川有香議員 議案第26号 令和7年度一般会計予算について市民と歩む議員の会を代表して意見を申し述べます。

吹田市が示されましたこの令和7年度から令和11年度の実施計画の策定及び予算編成の方針には様々な留意点がかかれていますが、そのうち、国・府制度との関係の整理として、上乘せや横出しを行っている事業等については、国・府制度の拡充や創設の影響を精査し、市の事業の廃止、縮小を含めた整理を行うことと記載をされていますが、これでは市自らの自治権を放棄して、国や府に従っていればよいとおっしゃっておられるのも同然です。それゆえに廃止された、とても残念、残酷とも思える高等学校等学習支援金や障がい者福祉年金の廃止についての遺憾の意については、予算委員会での意見でも述べさせていただきましたので割愛をいたしますが、その一方で、本来であれば、大阪府の責任で行うべき事業を市の責任で行おうとされているという矛盾感や違和感を覚える事業もあります。

その顕著な事業である上の川周辺整備についてですが、上の川周辺整備の整備範囲のうち、上の川沿

いの大阪府道122号吹田箕面線と設置している整備範囲については、そもそも、この川沿いの大阪府道121号吹田箕面線に安全に歩ける歩道があれば、必要のない整備であり、河川管理者も大阪府であることから、市の責任で行うのではなく、大阪府の責任で行われるべき整備であると考えます。

また、自転車用のヘルメット購入補助についても、交通事故による被害軽減は大阪府警すなわち大阪府の責任で行うべきであり、うがった見方をすれば、大阪府に迎合して大盤振る舞いをしているかのようにも思えますが、吹田市費単独でヘルメット着用という努力義務に対して助成をするという、これはまさしく府の制度に上乘せや横出しをしている事業と言えるのではないのでしょうか。突きつけていけば、ほかにも国の責任で、府の責任で行うべきという事業もありますが、意見を述べる発言時間に制限がありますので、これらは質問ができる次々回以降の定例会でも述べたいと申し上げておきます。

続いて、この方針には、部局、各室課間の連携として、複数の部局、室課に関係する実施計画策定または予算要求を行う場合は、関連所管間における合意形成を図り、整合性のある事業内容、予算額とすることと記載をされていることについても、各部局、各室課には現場に精通している職員の方々がおられますが、その職員の皆様の意見聴取もせず、特別職と所管している部の部長だけといったほんの一握りのいわゆる幹部職員だけで公共施設最適化推進委員会で決定したということが、本会議での男女共同参画センターの大規模修繕、大規模改修事業に関する質疑の中で明らかになりました。

これでは、各部局、各室課におられる職員の皆様は蚊帳の外であり、職員皆様の意見も聞かずに、合意形成を図ることなど、社会通念上、すなわち一般常識的に見て、あり得ない行動だと申し上げておきます。

また、関連所管という範囲について、あまりにも視野が狭過ぎるのではないのでしょうか。男女共同参画という、その当事者対象者は全ての市民の皆様、大人も子供も生徒も児童も全て含まれているということをお忘れになっているのではないかと思います。

不登校支援の市南部の拠点や、あるくの森の機能拡大に関しては、予算委員会の意見で述べておりますので割愛をいたしますが、もっと視野を広げて、男女共同参画の関連所管というにふさわしい部局、室課の現場に精通している職員の皆様で、情報収集や実態把握、今後の予測や必要性なども含め、真つ当な体制で検討して、男女共同参画センターという施設の複合的な機能充実や、そこに公共施設がある、その効果がよりアップする、公共施設最適化というにふさわしいリニューアルとするべきです。

これと同様に、吹三幼稚園と東保育園の統廃合についても、幼稚園や小学校の保護者の皆様や地域の皆様から寄せられた要望書や、本会議や予算委員会でも私たちも述べておりましたが、他党派の同僚議員の皆様も述べておられた地域の実態や、状況などの現実をしっかり見て把握して、子供たちのための施設数を減らすなどと、少子化に拍車をかける、地域を衰退させるような愚行はやめて、地域の発展にもつながる子育てや幼児教育の施設への充実に傾注すべきと申し上げておきます。

続いて、重層的支援体制事業整備事業への制度移行のためのシステムを構築するという予算については、その目的は連携や情報共有の仕組みづくりという、できて当たり前だと思えることができていないとお認めになっているのも同然ですが、それなのに、おくやみコーナーを民間任せにするというのが理解できません。様々な手続を可能な限りワンストップで行うということには賛同いたしますが、それをなすには今よりもっと部局連携と情報共有ができてなければなりませんし、個人情報がつぶりに含まれている、その中には市民へ説明が必要な事項も事柄もあるでしょう。言うまでもなく、グリーンケアも必要な非常に柔軟度の高い業務であるということは、おのおの手続や業務に精通している職員の皆様であればお分かりと思います。また、ある程度の知識と経験を積んだ職員の研さんにつながる業務にもなり得ると思いますので、このような事業こそ民間任せにせず、公務員である市の職員が責任を持って行うべきです。

また、市民課業務についても、市民の皆様と直面

する業務で得ることができる知識や経験は、人材育成につながりますので、そんな貴重な何事にも代え難い宝を手放してしまうというようなことはやめるべきです。

市民課業務委託については、予算委員会でも意見を述べておりますので、それと同趣旨の意見は割愛をして、再考すべきであると申し上げます。

ほかにも、本市の随所に連携も情報共有もできていないと言わざるを得ないことが山積していますが、特別職と部長だけといったほんの握りのいわゆる幹部職員だけであれこれとお考えになって決めるのではなく、人事異動があるその都度に、知識も経験も積んでいる、何よりも現場を知っている、見ているという強みを持っておられる職員の皆様で、まずは風当たりをよくして、知っていることや、分かっていることを共有して、自由闊達に思いも伝え合って、ボトムアップで政策を実現できるような、本市全体の各部局、各室課間の連携と情報共有の体制強化を行うことが必要だと考えます。

時間の都合上幾つかであります。以下述べます。

公民館の大規模改修の件についての市民の特性を踏まえた十分に話し合った対応を代替施設を用意するよう、学びの支援課以外の部局も協力して力を尽くしてください。

また、中学校の部活動の外部委託については、子供たちの声を十分に聞いて寄り添ってください。

また、紫金山公園の社会実験につきましては、市民の皆様の思いやお考えを聞いて、適切な事業に貴重な予算を費やすよう再検討を強く求めます。

以下にも申し上げたいことはありますが、時間の制限がありますので、以下、総括的な意見を申し述べます。

令和7年度の一般会計予算については、給食費の無償化と、また、産後ケアの拡充、居場所サポーターの配置拡大など評価できる事業や市民への福祉的要素の大きな予算もありますが、これまでに申し述べましたように、吹田市の市政への向き合いが市民から遠ざかっている実態に強く抗議をいたします。

加えて、市長及び行政職員の皆様、市民自治基本条例の前文、また同条に掲げている第12条の市長の

責務、13条執行機関の責務、14条職員の責務に掲げていることは、あらゆる場面で残念ながら守られていないと言わざるを得ません。実際声を上げて、その資料は信憑性がないなど、その声を否定するといった場面も残念ながら事実として横行しています。このような市政運営について、自治基本条例の趣旨や、計画行政、その全てをどこか忘れて公権力を行使してしまっていると言わざるを得ません。

反対意見とします。

○泉井智弘議長 3番 五十川議員に申し上げます。

発言時間がなくなりましたので、討論を終了してください。

(傍聴席騒然)

傍聴人に申し上げます。

静粛にしてください。

5番 久保議員。

(5番久保議員登壇)

○5番 久保直子議員 参政党の久保直子です。議案第26号 令和7年度吹田市一般会計予算、児童部保育・幼稚園室関係、公立幼保連携型認定こども園管理事業における東保育園の大規模修繕の実施及び吹田第三幼稚園との統合による認定こども園化について意見を申し上げます。

本案は、吹田第三幼稚園児の減少理由に廃園、東保育園と統合し、こども園事業における大規模修繕を計画するものです。

地域の公立幼稚園が廃園するに当たり、吹三連合自治会、吹田第三幼稚園PTA、吹田第三小学校PTA、朝日幼稚園、吹一こども園等と多数の要望書が提出されています。

本議案に対する地域の戸惑いと混乱から、行政の一方的な計画であり、地域住民への敬意と感謝の念の欠落、公立幼稚園の役割におけるまちづくりの計画性等が欠落しており、浅はかかつざさんであり、計画の再検討と変更の必要性は明らかです。

また、予算常任委員会、健康福祉分科会においても、地域住民の理解が得られていない統合は時期尚早であり、再検討すべきの議論もありました。

委員会では意見を取りまとめられましたが、予算が否決され、取りまとめられた意見を出す場がなか

ったため、反対をいたしました。

本来は地域の課題を地域住民と共に共有し、対話を重ね、助け合い、協力体制を築き上げながら進めることが行政運営の基本姿勢ではないでしょうか。行政が一方向的に計画を下し、地域住民へ押しつける手法が散見され、目に余るその振る舞いは、到底賛成することはできかねます。

しかし、議案第9号 東保育園と吹田第三幼稚園の統合について再検討を求める決議が出される予定となり、本決議を重く受け止めていただけると信じ、議案第26号について賛成いたします。

○泉井智弘議長 以上で討論を終わり、議案第26号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は不承認でありますので、原案について採決いたします。原案どおり承認することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

起立者多数であります。よって、議案第26号は原案どおり可決されました。

○

○泉井智弘議長 定刻が参りましても、しばらく会議を続行いたします。

○

○泉井智弘議長 議事の都合上、午後1時10分まで休憩いたします。

(午後0時4分 休憩)

○

(午後1時10分 再開)

○泉井智弘議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、日程19、議案第27号から議案第36号までを一括議題といたします。

本件につきましては、過日の本会議におきまして、予算常任委員会に付託し、御審査願っておりましたので、その結果について委員長から報告を受けることにいたします。4番 西岡議員。

(4番西岡議員登壇)

○4番 西岡友和議員 過日の本会議におきまして、予算常任委員会に付託されました議案第27号から議案第36号までについて、審査しました経過並びに結

果を一括して報告します。

議案第27号は、令和7年度吹田市国民健康保険特別会計予算案であり、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ329億4,327万5,000円に、議案第28号は、令和7年度吹田市部落有財産特別会計予算案であり、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億6,294万3,000円に、議案第29号は、令和7年度吹田市勤労者福祉共済特別会計予算案であり、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,008万4,000円に、議案第30号は、令和7年度吹田市介護保険特別会計予算案であり、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ343億3,773万8,000円に、議案第31号は令和7年度吹田市後期高齢者医療特別会計予算案であり、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ74億959万9,000円に、議案第32号は、令和7年度吹田市公共用地先行取得特別会計予算案であり、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億768万2,000円に、議案第33号は、令和7年度吹田市病院事業債管理特別会計予算案であり、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億6,324万9,000円に、議案第34号は、令和7年度吹田市母子父子寡婦福祉資金貸付特別会計予算案であり、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,029万5,000円に、議案第35号は、令和7年度吹田市水道事業会計予算案であり、収益的収入を86億7,805万1,000円に、収益的支出を80億1,805万円にするとともに、資本的収入を25億7,101万円に、資本的支出を68億3,859万4,000円に、議案第36号は、令和7年度吹田市下水道事業会計予算案であり、収益的収入を100億6,668万8,000円に、収益的支出を96億9,506万1,000円にするとともに、資本的収入を50億9,290万6,000円に、資本的支出を75億7,657万2,000円に、それぞれしようとするものが主な内容であります。

各分科会での審査の後、本委員会において、本案に対する質問、意見は別段なく、続いて採決したところ、全員異議なく議案第27号から議案第36号までを原案のとおり承認しました。

以上、報告を終わります。

○泉井智弘議長 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質問を受けることにいたしま

す。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質問なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。意見を受けることにいたします。

10番 玉井議員。

（10番玉井議員登壇）

○10番 玉井美樹子議員 議案第27号 2025年度令和7年度吹田市国民健康保険特別会計予算について、意見を述べます。

2025年度は、低所得層への軽減が国の改正により、一定軽減される世帯が新たに約180世帯増えます。保険料については、限度額の引上げはあるものの、保険料は、中間層、低所得層を含め、軽減または保険料は据置きとなります。

昨年度より一般会計の繰入れは増えているものの、これは国の改正による保険料軽減の分により、繰入れを行われるものです。保険料の決め方や大阪府の方針には問題があると考えています。

2025年度は保険料が統一化され、2年目です。2018年から暫定期間も含めると、6年が経過をしました。この間の保険料ですが、2017年統一化に向けてスタートする前と比べてみると、30代夫婦、就学児2人、年収300万円の4人世帯で、2017年には年間31万8,110円だった保険料が、2025年度は37万6,819円、5万8,709円値上がりをしています。特に、2024年度は府内全市町村で値上げとなり、全国で一番高くなった国保料が2025年度は下がったとはいえ、若干の引下げであり、高過ぎることに変わりはありません。

今回の若干の引下げは、大阪府の国保会計余剰金約132億円の半分を取り崩す中で引下げになったようですが、剰余金は2023年度までのもので、2024年度の多く取り過ぎた給付費が減額された分は含まれていません。府内統一化の保険料は高過ぎる上に取られ過ぎているということです。

あまりの高さに、2023年度単年度赤字になった自治体が37自治体に上りました。理由は、収納率が下がり、保険料が集め切れなかった、保険者努力支援金が先取りされて納付金計算のときに入れられてしまったため、被保険者数が予想以上に減ったことな

どが上げられています。大阪府の納付計算そのものが正しいか、疑問の声が各自治体からも上がっています。統一化になり、保険料について府の方針に基づくと、がんじがらめになっているように見えますが、統一保険料としている都道府県では、大阪府と奈良県のみで、それ以外の都道府県では、市の独自の保険料を認めています。国は市独自で実施をする市民への健康施策、保険料軽減策に補助することを違法とはしていませんし、医術的助言に法的拘束力はなく、市民の暮らしを守る地方自治体としての役割を大阪府に認めるよう言い続けてください。

保険料の収納率については、大阪府が市町村の目標を設定し、目標達成すればペナルティーはありませんが、目標の収納率に届かなければ、府への納付金を上乘せする仕組みとなっています。市の黒字分や基金がなくなれば、かかる費用などについては、市町村で何とかして支払いなさいという仕組みにしています。

大阪府は統一保険料として、保険料は強制をしながら、納付が少ないときには市町村の責任にして、市町村の保険加入者に保険料を上乘せするという身勝手な仕組みにしています。大阪府の身勝手に理不尽な仕組みを改め、府が補填をする仕組みをつくり、暮らしを応援するよう、大阪府に府内の市町村と協力して求めていただくように求めておきます。

人間ドックの補助に加え、脳ドックの実施など取組を進めておられます。保険料の減免などに充てる分の一般会計からの繰入れは新年度ゼロになっているので、この間、予測、大阪府が目標設定したよりも収納率が上がっていて、単年度黒字となっています。子供の均等割の部分を国が行っていない範囲を、子供医療費と同様まで広げることや、保険料の軽減につながる他市事例にもある健康増進支援金という給付する型の支援策などの取組を、物価高騰で生活が厳しくなっている市民の暮らしの立場に立った対応を市独自で実施をされるように求めます。

新年度の保険料について、限度額の引上げについて、議案参考資料にはそれぞれの額はあるものの、合計額についてはどこにも記載されていません。

また、新年度の予算の資料に保険料が示されてい

る資料はなく、運営協議会にも示されていません。理由が何かは不明ですが、昨年度まではその資料が示されていました。新年度予算を審査するに当たり、保険料は暮らしに関わる問題ですから、資料はきちんと示すべきです。

昨年度より窓口の一部が民間委託され、市の職員の数は減っております。委託のため、委託の職員の人数が多くなっていますが、相談をしにくい窓口となっていないか、今後、きちんと検証し、相談しやすい窓口となるようにすることが必要だというふうに思います。

以上、申し上げて意見とします。

○泉井智弘議長 以上で討論を終わり、議案第27号から議案第36号までを採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案承認であります。委員長報告どおり承認いたしましても異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、議案第27号から議案第36号までは原案どおり可決されました。

○泉井智弘議長 次に、日程20 議案第13号から議案第16号まで、議案第18号、議案第19号、議案第21号及び議案第24号を一括議題といたします。

本件につきましては過日の本会議におきまして、理事者の説明がありましたので、ただいまから質問を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質問なしと認め、質疑を終わります。

この際お諮りいたします。本件については委員会付託を省略し、即決いたしたいと存じます。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、本件については委員会付託を省略し、即決することにいたします。

討論に入ります。意見を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

意見なしと認め、討論を終わり、議案第13号から議案第16号まで、議案第18号、議案第19号、議案第21号及び議案第24号を採決いたします。

本件について承認いたしましても異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、議案第13号から議案第16号まで、議案第18号、議案第19号、議案第21号及び議案第24号は可決されました。

○泉井智弘議長 次に、日程21 議案第47号を議題といたします。

理事者の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○後藤圭二市長 ただいま御上程いただきました議案第47号 吹田市教育委員会委員の選任につきまして御説明を申し上げます。

追加議案書の5ページを御覧いただきたいと存じます。

3月28日付をもって任期満了となられます福田知弘教育委員会委員の後任につきましては、引き続き同氏を選任いたしたく、御提案申し上げるものでございます。

同氏は、議案書6ページから7ページにかけてお示しいたします経歴書にもございまして、大阪大学大学院工学研究科准教授として、活躍される傍ら、兵庫県立加古川東高等学校スーパーサイエンスハイスクール事業運営指導委員会委員として、広く御活躍中でございます。また、平成29年（2017年）からは本市教育委員会委員として立派にその職責を果たされ、人格、識見共に同委員として最適な方と考へ、御提案するものでございます。

よろしく御審議の上、御同意賜りますようお願いを申し上げます。

○泉井智弘議長 説明が終わりました。

質問を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質問なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。意見を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

意見なしと認め討論を終わり、議案第47号を採決いたします。

本件について同意いたしましても、異議ありませ

んか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、議案第47号は同意されました。

○

○**泉井智弘議長** 次に、日程22 議案第48号を議題といたします。

理事者の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○**後藤圭二市長** ただいま御上程いただきました議案第48号 吹田市公平委員会委員の選任につきまして、御説明を申し上げます。

追加議案書の9ページを御覧いただきたいと存じます。

3月29日付をもって任期満了となられます長谷川佳彦公平委員会委員の後任につきましては、引き続き同氏を選任いたしたく、御提案申し上げるものでございます。

同氏は、議案書10ページにお示しいたしております経歴書にもございますとおり、行政法の専門家として、関西大学法学部専任講師、関西大学法学部准教授を歴任され、現在、大阪大学大学院法学研究科教授として御活躍中でございます。また、令和3年（2021年）からは、本市公平委員会委員として立派にその職責を果たされ、人格、識見共に、本市公平委員会委員として最適の方と考え、御提案するものでございます。

よろしく御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。

○**泉井智弘議長** 説明が終わりました。

質問を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質問なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。意見を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

意見なしと認め討論を終わり、議案第48号を採決いたします。

本件について同意いたしましても、異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、議案第48号は同意されました。

○

○**泉井智弘議長** 次に、日程23 市会議案第2号を議題といたします。

提案者の説明を求めます。26番 澤田議員。

（26番澤田議員登壇）

○**26番 澤田直己議員** ただいま上程されました市会議案第2号につきまして、議会運営委員会を代表しまして説明いたします。

市会議案第2号は、吹田市議会個人情報保護条例の一部を改正し、引用している行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の条項異動に伴う規定整備を行うとともに、所要の規定整備を行おうとするものであります。

別紙の内容につきまして、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

○**泉井智弘議長** 説明が終わりました。

質問を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質問なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。意見を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

意見なしと認め討論を終わり、市会議案第2号を採決いたします。

本件について原案どおり承認いたしましても、異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、市会議案第2号は原案どおり可決されました。

○

○**泉井智弘議長** 次に、日程24 市会議案第3号を議題といたします。

提案者の説明を求めます。10番 玉井議員。

（10番玉井議員登壇）

○**10番 玉井美樹子議員** ただいま上程されました市会議案第3号につきまして、提案者を代表しまして説明いたします。

市会議案第3号は、政府及び国会に対し、選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論の促進を求める

意見書を提出しようとするものであります。

別紙の内容につきまして、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

○泉井智弘議長 説明が終わりました。

質問を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質問なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。意見を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

意見なしと認め討論を終わり、市会議案第3号を採決いたします。

本件について原案どおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立者少数であります。よって、市会議案第3号は否決されました。



○泉井智弘議長 次に、日程25 市会議案第4号を議題といたします。

提案者の説明を求めます。26番 澤田議員。

（26番澤田議員登壇）

○26番 澤田直己議員 ただいま上程されました市会議案第4号につきまして、提案者を代表しまして説明いたします。

市会議案第4号は、政府及び国会に対し、選択的夫婦別姓制度を安易に導入せず、旧姓の通称使用の法制化等を求める意見書を提出しようとするものであります。

別紙の内容につきまして、よろしく御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○泉井智弘議長 説明が終わりました。

質問を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質問なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。意見を受けることにいたします。

22番 柿原議員。

○22番 柿原真生議員 市会議案第4号 選択的夫婦別姓制度を安易に導入せず、旧姓の通称使用の法制化等を求める意見書について、意見を述べます。

本意見書案には、夫婦別姓を導入すると、家族の

一体感の喪失や、親子で名字が異なるという問題が起り、子供に与える悪影響が考慮されていないとあります。2021年の内閣府調査では、子供への好ましくない影響についての問いに対し、友人から親と名字が異なることを指摘されて嫌な思いをするなどして、対人関係で心理的負担が生じるという答えが最も多くなっています。

しかし、今でも事実婚や離婚、国際結婚など、夫婦間、親子間で名字の違う家族は少なくありません。

現在は夫婦同姓しか法的に認められていないため、夫婦や親子の名字が違う人は少数派であることから、違和感や疎外感を持つ人もいるかもしれませんが、選択的夫婦別姓が導入されれば、夫婦や親子で名字が違うことも当たり前に見られるようになり、そのような不安は解消されていくと考えます。

意見書にあるように、仮に旧姓の通称使用を法制化すれば、夫婦別姓と同じく、外から見れば、夫婦や親子間で名字が違うことになり、子供への好ましくない影響とされている問題は、引き続き解消されず、意見書は自己矛盾を起こしています。

内閣府の調査では、家族の一体感が弱まるかという問いに、6割が影響がないとし、20代以下では7割以上がないとしています。大体、夫婦同姓が必然的に絆を深めるならば、夫婦間で深刻な対立やDV、離婚といった問題は起こらないはずで

す。そもそも夫婦同姓の義務は明治民法で、家長による男性優先の家族内序列がつけられ、女性は法的無能力者とされた男尊女卑の社会で定められたものです。

歴史や文化といっても、ここ130年ほどのことです。何より、事実婚より法律婚の夫婦のほうが絆が強いなど、根拠不明、失礼千万、余計なお世話と申し上げさせていただきます。

意見書案では、2021年の内閣府調査の結果、夫婦同姓を維持したままで、旧姓の通称使用の法制化を求める意見が最も多いとしています。それ以前に最も多かった選択的夫婦別姓の導入賛成は減少していますが、それまでなかった通称使用法制化の設問を新たに追加し、調査に対して一部国会議員の介入があったとも報じられています。

意見書案にあるように、仮に旧姓に法的根拠を持たせると、改正後も旧姓もどちらも法的根拠を持つこととなります。どちらが本名か分かりにくくなり、かえって混乱を生むこととなります。

現在、民法では、夫婦どちらかの名字を名のりとなっており、改正を受け入れなければ、法律婚はできません。そして、実際には夫婦の95%は女性が改姓、男性の名字になっています。各種制度変更の手續の労力や負担、不利益は一方の性に重くのしかかっており、女性差別撤廃委員会から勧告が4度も出されているのはそのためです。

問題は不便、不利益だけにとどまりません。1988年、最高裁も、氏名は人が個人として尊重される基礎であり、その個人の人格の象徴、人格権の一内容を構成するものとしています。生来の名字を続ける選択肢がないことは、アイデンティティーの喪失による苦痛を与え、人格権に関わるものです。意見書案にある最高裁判決は、選択的夫婦別姓を否定したものではありません。制度の在り方については国会で論ぜられ、判断されるべき事柄にはほかならないと述べ、国会での議論を促しました。

法制審議会で夫婦別姓導入について提言が出されて29年、選択的夫婦別姓を導入して困る人はいません。通称使用の拡大、法制化では問題は解決しない。このことが明らかなため、本意見書案には反対しません。

○泉井智弘議長 以上で討論を終わり、市会議案4号を採決いたします。

本件について原案どおり承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立者多数であります。よって、市会議案第4号は原案どおり可決されました。

○泉井智弘議長 次に、日程26 市会議案第5号を議題といたします。

提案者の説明を求めます。10番 玉井議員。

(10番玉井議員登壇)

○10番 玉井美樹子議員 ただいま上程されました市会議案第5号につきまして、提案者を代表しまして

説明いたします。

市会議案第5号は、政府及び国会に対し、インボイス制度の廃止を求める意見書を提出しようとするものであります。

別紙の内容につきまして、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

○泉井智弘議長 説明が終わりました。

質問を受けることにいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質問なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。意見を受けることにいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

意見なしと認め討論を終わり、市会議案第5号を採決いたします。

本件について原案どおり承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立者多数であります。よって、市会議案第5号は原案どおり可決されました。

○泉井智弘議長 次に、日程27 市会議案第6号を議題といたします。

提案者の説明を求めます。10番 玉井議員。

(10番玉井議員登壇)

○10番 玉井美樹子議員 ただいま上程されました市会議案第6号につきまして、提案者を代表しまして説明いたします。

市会議案第6号は、政府及び国会に対し、物価上昇率を上回る老齢基礎年金等の支給額の引上げを求める意見書を提出しようとするものであります。

別紙の内容につきまして、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

○泉井智弘議長 説明が終わりました。

質問を受けることにいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質問なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。意見を受けることにいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

意見なしと認め討論を終わり、市会議案第6号を採決いたします。

本件について原案どおり承認することにすることに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立者少数であります。よって、市会議案第6号は否決されました。

○

○泉井智弘議長 次に、日程28 市会議案第7号を議題といたします。

提案者の説明を求めます。10番 玉井議員。

（10番玉井議員登壇）

○10番 玉井美樹子議員 ただいま上程されました市会議案第7号につきまして、提案者を代表しまして説明いたします。

市会議案第7号は、政府及び国会に対し、国連人権高等弁務官事務所への任意拠出金の使途から女性差別撤廃委員会を除外することの撤回等を求める意見書を提出しようとするものであります。

別紙の内容につきまして、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

○泉井智弘議長 説明が終わりました。

質問を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質問なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。意見を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

意見なしと認め討論を終わり、市会議案第7号を採決いたします。

本件について原案どおり承認することにすることに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立者少数であります。よって、市会議案第7号は否決されました。

○

○泉井智弘議長 次に、日程29 市会議案第8号を議題といたします。

提案者の説明を求めます。10番 玉井議員。

（10番玉井議員登壇）

○10番 玉井美樹子議員 ただいま上程されました市会議案第8号につきまして、提案者を代表しまして説明いたします。

市会議案第8号は、政府及び国会に対し、時間外労働に対する割増賃金の支払いを定めた労働基準法第37条の教員への適用等を求める意見書を提出しようとするものであります。

別紙の内容につきまして、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

○泉井智弘議長 説明が終わりました。

質問を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質問なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。意見を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

意見なしと認め討論を終わり、市会議案第8号を採決いたします。

本件について原案どおり承認することにすることに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立者少数であります。よって、市会議案第8号は否決されました。

○

○泉井智弘議長 次に、日程30 市会議案第9号を議題といたします。

提案者の説明を求めます。26番 澤田議員。

（26番 澤田議員登壇）

○26番 澤田直己議員 ただいま上程されました市会議案第9号につきまして、提案者を代表しまして説明いたします。

市会議案第9号は、東保育園と吹田第三幼稚園の統合について再検討を求める決議をしようとするものであります。

別紙の内容につきまして、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

○泉井智弘議長 説明が終わりました。

質問を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質問なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。意見を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

意見なしと認め討論を終わり、市会議案第9号を採決いたします。

本件について原案どおり承認いたしましても異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって市会議案第9号は原案どおり可決されました。



○**泉井智弘議長** 次に、日程31 市会議案第10号を議題といたします。

提案者の説明を求めます。26番 澤田議員。

（26番澤田議員登壇）

○**26番 澤田直己議員** ただいま上程されました市会議案第10号につきまして、議会運営委員会を代表しまして説明いたします。

市会議案第10号は、吹田市議会会議規則の一部を改正し、会議録に署名する議員の人数に関する規定を変更しようとするものであります。

別紙の内容につきまして、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

○**泉井智弘議長** 説明が終わりました。

質問を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質問なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。意見を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

意見なしと認め、討論を終わり、市会議案第10号を採決いたします。

本件について原案どおり承認いたしましても、異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって市会議案第10号は原案どおり可決されました。



○**泉井智弘議長** 以上で、日程は終了いたしました。

閉会に先立ち、市長の挨拶を受けることにいたします。市長。

（市長登壇）

○**後藤圭二市長** 2月定例会の閉会に当たりまして、御挨拶を申し上げます。

今回御提案をいたしました諸議案につきましては、本日追加提案をさせていただいた人選案件等を含め、

市民生活を守り支えるという最も重要な行政責任について御理解いただいた上で、多様な御議論をいただいた後に御結論をいただきました。厚くお礼を申し上げますとともに、御審議の中でいただきました御意見、御指摘につきましては、その趣旨を十分に踏まえまして、今後の市政運営に生かしてまいりたいと存じます。

なお、本日、修正可決されました議案第3号に係る予算につきましては、修正内容を踏まえ、適切に処理をしております。

結びに、議員各位におかれましては、今後ますますの御健勝並びにさらなる市政発展のための御活躍を心より祈念申し上げます。閉会に際しての御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○**泉井智弘議長** 2月定例会を閉じるに当たり、私からも一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、去る2月17日より連日にわたり、本定例会に提案された新年度当初予算案をはじめ、数多くの重要な議案について様々な視点から、熱心かつ慎重に御審議いただきました。議会には、市長が進める政策等に要する予算を慎重に審査し、的確な判断を下すことが求められています。しかしながら、その判断に当たっては、吹田市民の生活が安定してよりよくあることが、吹田市の将来につながるものであることが基本であるということに改めて問われた議会であったと感じております。

議員各位におかれましては非常に難しい判断をいただいたということを思いますが、今後とも様々な視点から議論を交わし合い、市民のため、よりよい吹田の未来に向けて議会の力が十分に発揮できるよう、引き続き御尽力いただきますことをお願いを申し上げます。

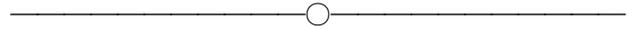
最後になりますが、この3月末で退職される職員の皆様におかれましては、よりよいまちづくりや市民福祉の向上のため、長きにわたり御尽力いただき誠にありがとうございました。今後の御健勝とますますの御活躍をお祈り申し上げますとともに、今後も引き続き、本市のさらなる発展にお力添えをいた

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

だきますようよろしくお願い申し上げます。

(午後1時46分 閉会)

以上をもちまして、本日の会議を閉じるとともに、
2月定例会を閉会いたします。



地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

吹田市議会議長	泉井智弘	
吹田市議会議員	井上真佐美	
吹田市議会議員	清水亮佑	